

令和3年10月

# 江戸川清掃工場

## 建設工事のあらまし



江戸川区の花（ツツジ）



新工場イメージ図

# 1 施設計画

## ■工事場所

東京都江戸川区江戸川二丁目36番1号

## ■敷地面積

約28,000㎡（緩衝緑地含む）

## ■工期

令和2年9月30日から令和9年5月31日まで

## ■設計施工

日立造船・竹中特定建設工事共同企業体

## ■建築

- ① 工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造  
高さ約26m
- ② 煙突 鉄筋コンクリート造外筒・ステンレス製内筒 高さ約150m
- ③ 付属施設 洗車棟、待機所、油庫等

## ■プラント

- ① 焼却炉 全連続燃焼式火格子焼却炉（廃熱ボイラ付）
- ② 焼却能力 600トン／日（300トン／日・炉×2基）
- ③ 発電設備 蒸気タービン発電機 定格出力 約21,000kW

# 2 環境保全

## ■大気汚染 法規制値より厳しい自己規制値を設定します。

| 項 目     | 規制内容 | 法規制値                        | 自己規制値             |
|---------|------|-----------------------------|-------------------|
| ばいじん    | 濃度規制 | 0.04 g/㎡ <i>N</i>           | 0.01 g/㎡ <i>N</i> |
| 塩化水素    | 濃度規制 | 700 mg/㎡ <i>N</i> (430 ppm) | 10 ppm            |
| 硫黄酸化物   | 総量規制 | 411 ㎡ <i>N</i> /日(約80 ppm)  | 10 ppm            |
| 窒素酸化物   | 総量規制 | 12.8 ㎡ <i>N</i> /h(約84 ppm) | 50 ppm            |
|         | 濃度規制 | 250 ppm                     |                   |
| 水銀      | 濃度規制 | 30 μg/㎡ <i>N</i>            | —                 |
| ダイオキシン類 | 濃度規制 | 0.1 ng-TEQ/㎡ <i>N</i>       | —                 |

※排出濃度は、酸素濃度12%換算値を示す。( )内は自己規制値と比較するために換算した濃度を示す。

## ■水質汚濁

「下水道法」及び「東京都下水道条例」による下水排除基準を遵守

## ■悪臭

「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

## ■騒音

「騒音規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

## ■振動

「振動規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

### 3 江戸川清掃工場の特徴

#### 水とみどりに調和した地域にやさしい江戸川清掃工場

##### ■周辺との調和

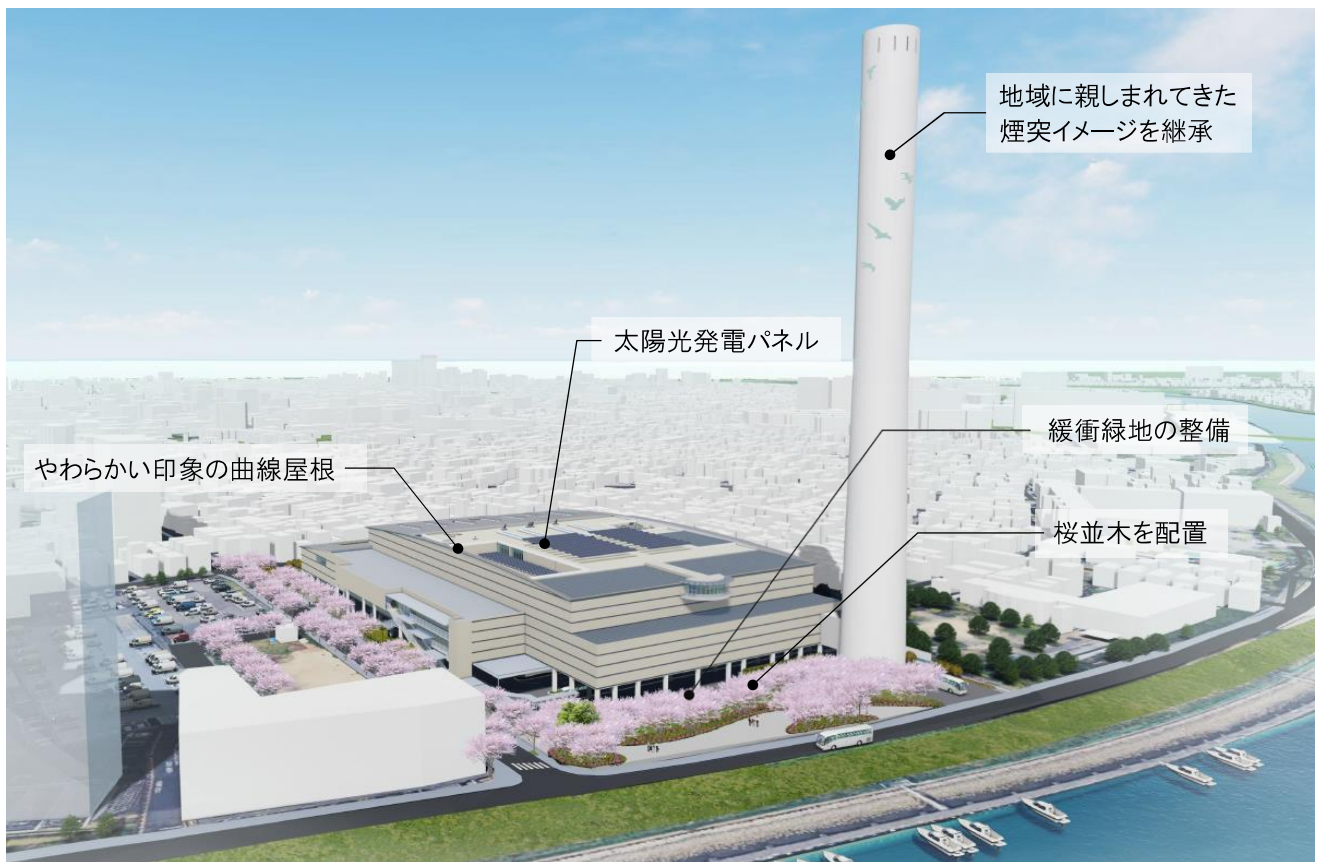
明るいアースカラーで周辺への圧迫感軽減を図るとともに、曲線屋根とすることでやさらか  
い印象の外観デザインとし、周辺環境に調和した清掃工場とします。

##### ■環境との共生

最新の公害防止設備を導入し、環境負荷を抑えるとともに、緩衝緑地の整備や接道部の緑  
化を充実させてみどり豊かな住環境の形成に努めます。旧江戸川沿いには、桜並木を配置  
し周囲に調和した緩衝緑地とします。

##### ■エネルギーの有効活用

燃烧による熱エネルギーを発電や区施設への熱供給として還元し、エネルギーの有効利用  
を図ります。また、再生可能エネルギーを利用した太陽光発電パネルを設置します。



## 4 工事工程・工事内容

### ■工事工程

|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 解体工事    |       |       |       |       |       |       |       |
| 工場棟工事   |       |       |       |       |       |       |       |
| 煙突工事    |       |       |       |       |       |       |       |
| プラント工事  |       |       |       |       |       |       |       |
| 外構・植栽工事 |       |       |       |       |       |       |       |
| 試運転     |       |       |       |       |       |       |       |

:解体工事
  :建設工事

### ■工場棟・煙突工事

工場棟は、地下部の掘削を行った後、建物の建設を行います。さらに、内装・外装などの仕上げ工事を行います。煙突は、外筒・内筒の工事を行います。

### ■プラント工事

焼却炉設備や公害防止設備、発電設備等を据え付けます。

### ■外構・植栽工事

構内道路・植栽の整備等を行います。

### ■試運転

プラント設備等の試運転を行います。

## 5 作業計画

### ■作業日及び作業時間

原則として月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時まで（工事のための出入り、準備、後片付けを除く）とし、日曜日、祝日及び年末年始は作業を行わない日とします。

ただし、次の作業は例外として行う場合があります。

- ① 緊急作業、中断が困難な作業（例:コンクリートの打設等）
- ② 道路交通法上やむを得ない特殊車両の出入り
- ③ 騒音・振動・粉じんの発生が少ない作業（屋内仕上作業・試運転等）
- ④ 作業日にはできない仮設電源・仮設設備等の点検、メンテナンス

### ■工事車両ルート



工事用車両出入口



工事用車両通行ルート



## 6 工事中の環境保全対策

### ■安全対策

- ① 工事車両の出入口には交通誘導員を適切に配置し、通行者の安全を確保します。
- ② 工事車両の運行は、交通法令を遵守し、交通安全に努めます。
- ③ 工事車両は、工事敷地外での路上待機を禁止します。
- ④ 工事エリアには仮囲いを設置し、工事の安全確保に努めます。

### ■騒音・振動対策

- ① 可能な限り低騒音・低振動型の建設機械を採用し、騒音・振動の発生抑制に努めます。
- ② 騒音計・振動計を設置し、測定値をリアルタイムで監視及び表示します。

### ■粉じん対策

- ① 適時散水等必要な措置を講じ、粉じんの飛散防止に努めます。
- ② 粉じん計を設置し、測定値をリアルタイムで監視します。

### ■電波障害対策

建設機械などにより、テレビの受信障害が万一発生した場合は、速やかに対策を行います。

### ■排出ガス対策

- ① 可能な限り排出ガス対策型建設機械を採用します。
- ② 工事に使用するディーゼル自動車は、粒子状物質規制に対応した車両を使用します。
- ③ 場内待機中の建設機械や工事車両は、アイドリングストップを徹底します。

### ■排水対策

工事中の排水は、仮設処理設備を設置し、関連法令、条例に従い適切に処理します。

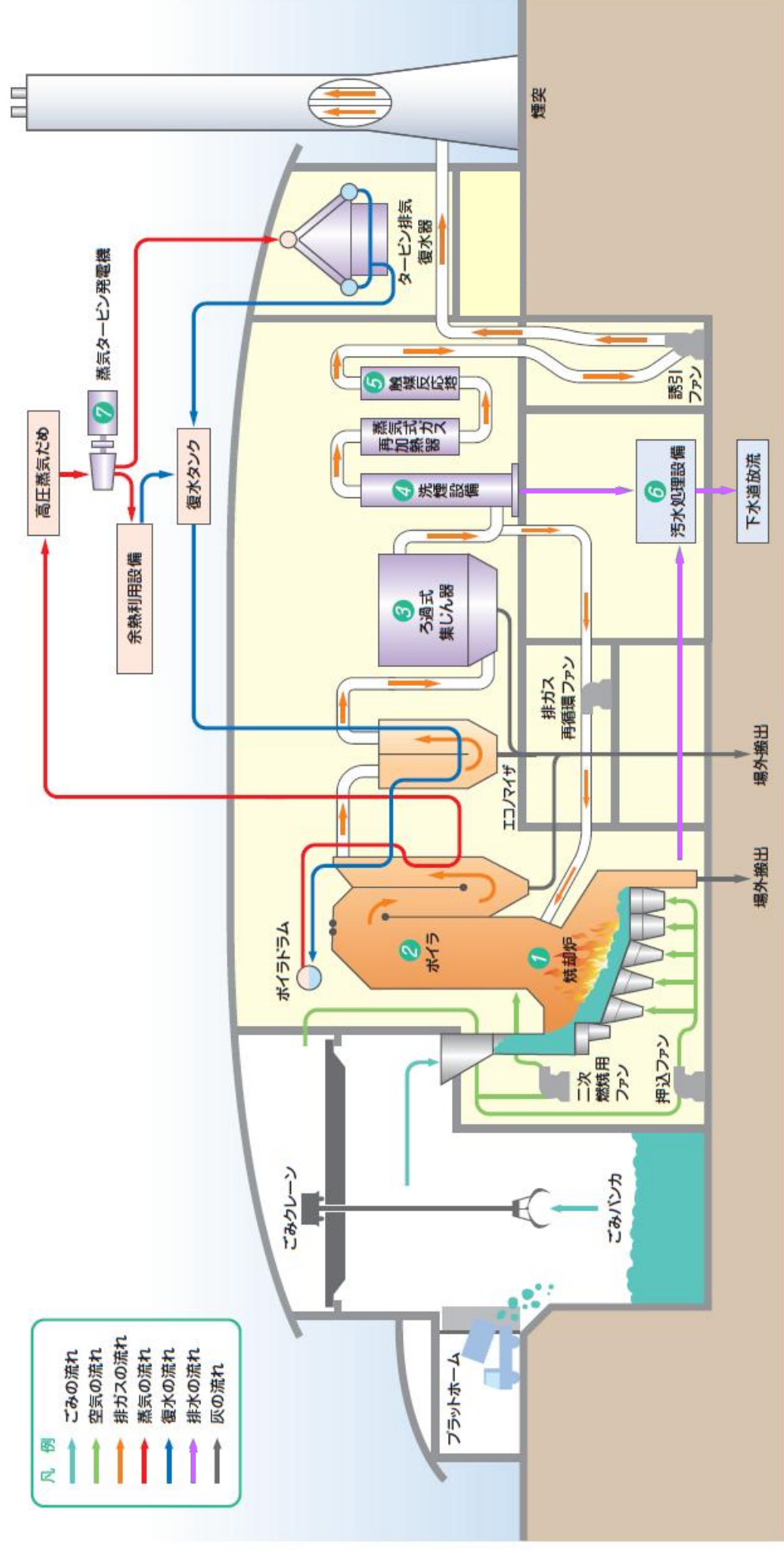
### ■地盤対策

- ① 掘削区域の周囲に山留め壁を構築し、周辺環境への影響を防止します。
- ② 山留め壁には、自動計測器を設置し、地盤の変動を監視します。
- ③ 定期的に敷地周辺の地盤レベル調査などを行います。

### ■建設廃棄物の発生抑制

- ① 資材搬入の際には、簡易梱包などにより、養生材の廃棄物の発生抑制に努めます。
- ② 工事中は、3 R（Reduce、Reuse、Recycle）に積極的に取り組みます。

## 7 江戸川清掃工場のしくみ



### 1 焼却炉 (ストーカ式)

最新の技術で、安定したごみの焼却を行い、燃焼ガス温度は800℃以上で、滞留時間を2秒以上確保し、ダイオキシン類の発生を抑制します。

### 2 ボイラ

ごみの燃焼により発生する熱で高温・高圧の蒸気を生じさせます。

### 3 ろ過式集じん器

排ガス中のばいじん、ダイオキシン類、水銀、塩化水素、硫酸酸化物を除去します。

### 4 洗煙設備

排ガスを水と薬剤で洗い、排ガス中の水銀、塩化水素、硫酸酸化物を除去します。

### 5 触媒反応塔

排ガス中に含まれるダイオキシン類、窒素酸化物を触媒の働きで分解します。

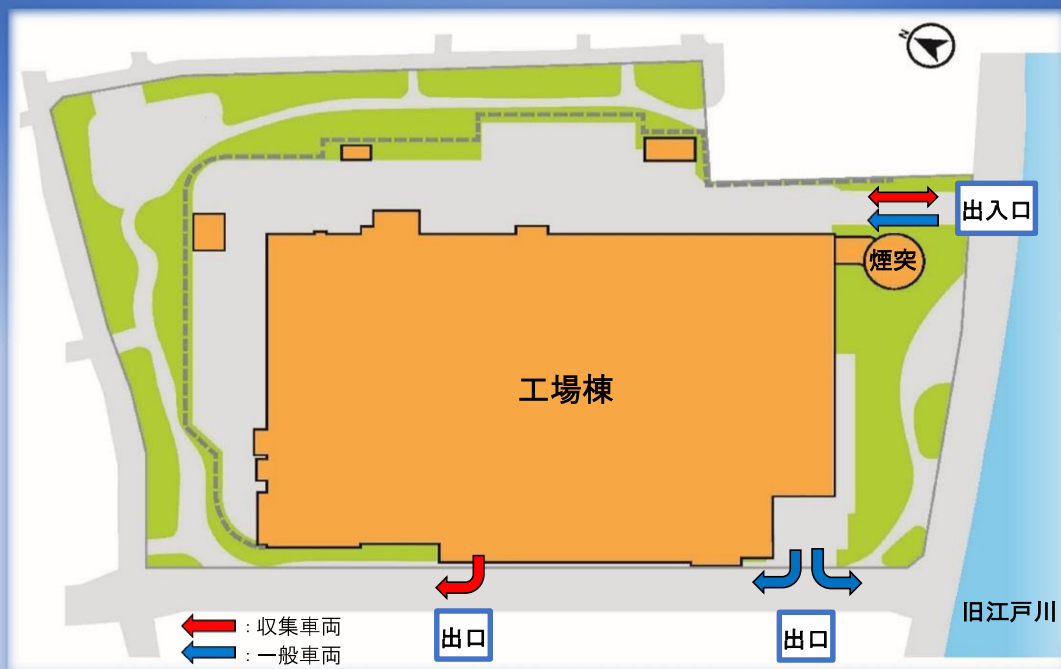
### 6 汚水処理設備

工場内で発生する汚水に含まれる固形物・重金属などは下水排除基準を満たすように処理してから、下水道へ放流します。

### 7 蒸気タービン発電機

ボイラで発生した蒸気を蒸気タービンに送り、発電を行います。

## 8 配置計画図



## 9 案内図



### ■交通機関

都営新宿線「瑞江駅」下車、徒歩17分

京成バス 小73 小76 江戸川清掃工場 バス停から徒歩1分

### ■お問合せ先

東京二十三区清掃一部事務組合

江戸川清掃工場建替工事 監督員事務所

東京都江戸川区江戸川二丁目36番1号

TEL 03-3670-6920

FAX 03-3670-6925

印刷物登録

令和3年度第28号